

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略 称
金融商品取引法	金商法
金融商品取引法施行令	金商法施行令
企業内容等の開示に関する内閣府令	開示府令

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
○金商法施行令関係		
1	外国会社の株券の中には、何らかの理由で原株のままの形では本邦投資家が保有できないものがあり、その場合には、当該株券の代わりに、いわゆる預託証券が発行されることとなる。よって、金商法施行令第3条の5第1項にて定める、有価証券報告書の提出を要しないこととなる有価証券の範囲に、金商法第2条第1項第14号および第20号にそれぞれ掲げる有価証券（信託・預託対象が株券であるものに限る）も追加していただきたい。	ご意見を踏まえて、有価証券信託受益証券及び預託証券を追加しました。
○開示府令関係		
2	金商法施行令第1条の7の3第1項7号ニの「子会社等」と開示府令第4条第1項2号イの「子会社」は同様の定義であるため、両方とも「子会社等」にした方が誤解がないのではないかと（同号ハ及び第11条の4についても同様）。	ご意見を踏まえて、開示府令における記載を「子会社等」に修正しました。
3	臨時報告書の提出時期について「異動が決定された場合又は異動があった場合」とされているが、異動が決定された場合に提出せずに、異動があった場合に提出することが可能であるという理解でよいか。別の言い方をすれば、異動の決定があっても、異動が完了するまでは臨時報告書を提出しなくても差し支えないものと捉えてよいか。	提出会社の親会社の異動、特定子会社の異動又は主要株主の異動については、当該親会社の異動等を企図して①「提出会社等の業務執行を決定する機関により決定された場合」には、遅滞なく臨時報告書を提出する必要があります。 なお、①に該当した場合及び②「異動があった場合」に該当した場合の双方で臨時報告書の提出義務が発生することがないように、②の「異動があった場合」から「当該異動が業務執行を決定する機関により決定されたことについて臨時報告書を既に提出している場合」を除く修正を行いました。
4	提出会社による特定子会社株式の売買に伴い、特定子会社の異動があった場合について、臨時報告書は、特定子会社の異動が確定した場合に提出することも許容されるのかを明確にして欲しい。	

5	<p>一般募集や第三者割当による新株発行や自己株処分（以下「新株発行等」）が、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定され、当該新株発行等が成立し議決権の総数が増加することにより、結果として間接的に、親会社や主要株主の異動が生じる見込みである場合等は、新株発行等が成立するまでは異動が確定しないことから、各号のうち「異動が決定された場合」に基づく臨時報告書の提出事由に該当しないとの理解で正しいことを明確にして欲しい。</p>	<p>本改正は、提出会社等の業務執行を決定する機関による決定により、親会社等の異動が明らかな場合について開示を求めるものであり、異動が明らかでないときにまで臨時報告書の提出を求めるものではありません。このため、増資を決定したとしても、それにより親会社等の異動が発生することが明らかとは言えない場合には、当該増資の決定時点において臨時報告書の提出は要しません。</p>
6	<p>提出会社の主要株主の異動が連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合とは、具体的にどのような場合か。</p>	<p>例えば、提出会社の連結子会社が提出会社株式を数%保有していた場合において、当該連結子会社が、提出会社株式を数%保有している他の会社に当該提出会社株式を譲渡することにより、当該他の会社が提出会社の主要株主となることを企図して（あるいは、直接企図していなくても取引後に主要株主の異動が起きることを明らかに認識している場合において）、当該譲渡を機関決定したときなどが考えられます。</p>
7	<p>臨時報告書の提出事由の整理に係る改正を適用するに当たり、一定の猶予期間を設けて欲しい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、臨時報告書の提出に係る改正については、本年10月1日以後に、提出会社の親会社等の異動が提出会社等の業務執行を決定する機関により決定された場合又は当該異動があった場合から適用することとしました。</p>